

森林を伐採する場合に必要な手続き(フロー図)

伐採を行う場合

開発行為
開発行為？
森林施業？

保安林
保安林？
普通林？

保安林
保安林？
普通林？

基準外

基準内

1haを超えている？

公共・公益事業か？

はい

いいえ

保安林機能の代替
施設又は森林施業に
必要な設備

はい

いいえ

解除(第26条、
26条の2)

皆伐または
択伐(天然林)

間伐

択伐
(人工林)

無し

有り

森林経営
計画の有無

許可・届出の手続き	種類	県	県	県	市町村	県	県	市町村	市町村	市町村
	期日	あらかじめ			90~30日前	あらかじめ	90~20日前	90~20日前	90~30日前	伐採後30日以内
	対応窓口	県(農林事務所)			市町村 林務担当課	県(農林事務所)	県(農林事務所)	市町村(林務担当課)		
注意点	市町村 ■森林経営計画(森林施業計画)が立っている場合 市町村へあらかじめ計画変更(認定森林から除外)する必要がある。(12条)			市町村 ■造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)	市町村 ■森林経営計画が立っている場合 森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出する必要がある。(15条)			市町村 ■造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)		

※連絡調整の場合は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。